

護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所で、その介護職員、看護職員の介助にて入浴させる給付とする。

2 心身障害者施設入浴サービスを受けることができる者は、市内に住所を有する65歳未満の者のうち、居宅において入浴することが困難な在宅で生活する重度の心身障害者であって、前条第2項各号のいずれにも該当するものとする。

【基準法令】

大津市中心身障害者入浴サービス事業実施要領第3条2項、大津市中心身障害者入浴サービス事業実施要領第4条2項

【基準法令】 根拠法令に同じ

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。